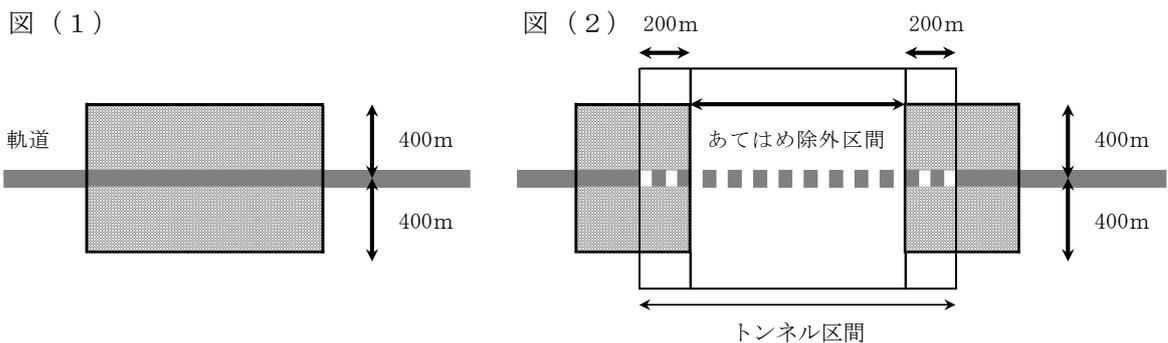


## リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について

リニア中央新幹線騒音専門委員会

## 1 地域指定の範囲

- (1) リニア中央新幹線鉄道の本線の線路の中心線（軌道中心線から等距離にある線をいう。）から両側それぞれ 400m の範囲を対象とする。
- (2) トンネルの出入口からトンネルの中央部方向 200m の区間は対象とする。



- (3) 指定を行わない地域
- 都市計画法の用途地域のうち工業専用地域
  - トンネル区間（トンネルの出入口からトンネル中央部方向に200メートルの区間は除く。）の沿線地域
  - 河川区域
  - 都市計画法の用途地域が定められていない地域で、住居が存在しない山林、原野、農用地等、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域

## 2 地域類型の当てはめ

地域類型	環境基準	当てはめる地域の区分	
		都市計画法の用途地域	都市計画法の用途地域の定めがない地域
I	70dB 以下	住居専用地域、住居地域※1	主として住居の用に供されている地域 などII以外の地域
II	75dB 以下	商業地域、工業地域※2	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 及び工業地域に相当する地域
<b>住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係市町村長の意見を十分配慮したうえで当てはめる</b>			

※1 「住居専用地域、住居地域」とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居専用地域。

※2 「商業地域、工業地域」とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。

### **3 地域類型の見直し**

開業時に沿線の土地利用状況に大幅な変更がある場合は地域類型の見直しを行う。  
また、開業以後は、概ね5年ごとに土地利用状況の状況変化に応じて行う。

### **4 付帯意見**

- 用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること。
- リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響（低周波音・振動など）について、沿線住民の生活環境が損なわれないよう事業者に対し、必要な要請を行うこと。
- リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに対応すること。